

別紙

温室効果ガス排出削減計画

氏名	(法人にあっては名称) 岡山市		住所	(法人にあっては主たる事業所の所在地) 〒701-0303 岡山市北区大供一丁目1番1号	
本票作成	部署名：岡山市環境局環境部 環境保全課 地球温暖化対策室				
主たる業種	分類コード	98	業種名：地方公務		
事業の概要	岡山市における、教育委員会、水道事業及び市場事業を除く地方行政機関				
県内の主な工場等	番号	工場等の名称		所在地	
	①	東部クリーンセンター		岡山市東区西大寺新地453-5	
	②	当新田環境センター		岡山市南区当新田486-1	
	③	岡南環境センター		岡山市南区豊成一丁目4-1	
	④	岡東浄化センター		岡山市東区升田614番11号	
	⑤	市庁舎・分庁舎・保健福祉会館		岡山市北区大供一丁目1番1号ほか	
⑥	旭西排水センター		岡山市北区七日市西町6番10号		
特定事業者の該当要件	<input checked="" type="checkbox"/> ①燃料等原油換算1,500kℓ以上 <input type="checkbox"/> ②バス・トラック100台、タクシー250台以上 <input checked="" type="checkbox"/> ③CO <sub>2</sub> 換算3,000t以上 (●工場等の数 944 所 ●車両台数 (②該当の場合) 台)				

計画期間	令和元年度 ~ 令和元年度 (1箇年度)								
削減目標	いずれかを選択	<input checked="" type="checkbox"/> 総排出量基準	目標削減率 1.0 %	目標区分	20%以上	20~15%	15~10%	10~5%	5%未満
		<input type="checkbox"/> 原単位基準							○
温室効果ガス排出量	基準年度(平成30年度)			目標年度(令和元年度)					
	130,399 t CO <sub>2</sub>			129,095 t CO <sub>2</sub>					
基準年度の主な工場等の排出量	番号	工場等の名称		基準年度(平成30年度)の排出量					
	①	東部クリーンセンター		41,708 t CO <sub>2</sub>					
	②	当新田環境センター		22,245 t CO <sub>2</sub>					
	③	岡南環境センター		20,689 t CO <sub>2</sub>					
	④	岡東浄化センター		5,817 t CO <sub>2</sub>					
	⑤	市庁舎・分庁舎・保健福祉会館		4,109 t CO <sub>2</sub>					
⑥	旭西排水センター		2,445 t CO <sub>2</sub>						

※ 「計画期間」欄には、5箇年度以内で特定事業者が定める期間を記入する。

(原単位基準の削減目標を選択した場合に記入)	温室効果ガスの排出量と密接な関係をもつ値の内容		原単位当たり排出量	
			基準年度	目標年度
			CO <sub>2</sub> / ( )	CO <sub>2</sub> / ( )

(該当事業者のみ記入)

ベンチマーク	対象事業の名称	ベンチマーク指標	関連数値(平成30年度)	達成率(%)
指標の状況				

【目標削減率設定の基本的な考え方】

市長を本部長とする岡山市環境基本計画推進本部の指示により、太陽光発電、LED照明など計画的に省エネルギー化を推進し、温室効果ガスの排出量を削減する。また、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく、中長期的に見て年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を考慮し目標を設定する。

**【目標削減率達成のための推進体制】**

市長を本部長とする環境基本計画推進本部を設置し、全庁的な行動目標、取組事項の決定や、各局等における取組状況の評価等を行っている。また、各局等内に環境保全推進委員会を設置し、各課等への取組指示や、取組状況の報告を行うこととしている。

**【排出量削減のためのこれまでの主な取組】**

工場等の名称	取組内容
全庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システムの設置</li> <li>・E S C O事業の実施</li> <li>・L E D照明の導入</li> <li>・電気自動車の導入</li> <li>・空調設備の更新</li> <li>・クールビズ、ウォームビズの実施</li> <li>・不必要な照明の消灯の取組強化</li> <li>・事業系施設における運用方法の改善</li> <li>・家庭ごみの資源化・減量化推進</li> </ul>

**【計画期間中に目標削減率を達成するために実施する措置】**

工場等の名称	措置内容
全庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の協力を得て、家庭ごみの資源化・減量化を行う。</li> <li>・大規模な事業系施設における運用方法の改善</li> <li>・省資源・省エネルギーの取組</li> <li>・電気自動車の導入</li> <li>・エコドライブの実施</li> <li>・太陽光発電システムの設置</li> <li>・E S C O事業の導入</li> <li>・L E D照明の導入</li> <li>・空調設備の更新</li> </ul>

**【森林保全等吸収源対策への取組計画】**

県内での取組	無	
その他	無	

**【再生可能エネルギーの導入計画】**

県内での取組	有	太陽光発電システムの設置
その他	無	

**【その他特記事項】**

下記の啓発活動を行っている。

- ・市民共同発電事業
- ・スマートエネルギー導入促進補助事業
- ・CO2削減/ライトダウンキャンペーン
- ・エコドライブ講習会
- ・クールシェアスポットキャンペーン
- ・地球環境問題ポスターコンクール
- ・環境家計簿モニター活動
- ・環境経営セミナー